

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は1945年、創業者を中心に設立の主旨に賛同した人たちが、資金、技術、労働力を提供し合って「協同の工業・岡村製作所」としてスタートを切りました。その創業の精神は、「創造、協力、節約、貯蓄、奉仕」の5つの言葉からなる社是と、これを受けた「基本方針」により企業文化として定着し、現在のオカムラグループの経営と事業活動に受け継がれ、「よい品は結局おトクです」をモットーに、お客様のニーズを的確にとらえたクオリティの高い製品とサービスを社会に提供することに努めております。また、当社は、2018年4月1日付で「株式会社オカムラ」に社名を変更し、オカムラのミッションを「豊かな発想と確かな品質で、人が集う環境づくりを通して、社会に貢献する」と明文化いたしました。社名とブランドを統一することで、トータルソリューション企業への変革とグローバル化の更なる推進を図るとともに、企業価値の持続的な向上に向けた取組みを強化してまいります。

当社グループは、持続可能な社会の実現が求められる新たな価値観の社会の中で、企業が持続的に成長するためには、ESGを中心に捉えた事業活動が重要であると考えております。オカムラのミッションを実現していくために、当社グループの事業と未来世代も含めた様々なステークホルダーの視点から、「人が集う場の創造」、「従業員の働きがいの追求」、「地球環境への取り組み」、「責任ある企業活動」の4つを取り組むべきテーマと掲げ、それぞれについて重点課題を定めて活動を推進しております。また、2021年3月期を初年度とする中期経営計画における基本方針を「新たな需要の創造・効率的な経営・グローバル化の推進により、継続的な成長とESGへの積極的な取り組みを通じて企業価値向上を図る」と定めました。これにより、ESGへの取り組みの一層の強化を図り、社会に貢献するとともに持続的な企業価値の向上を目指しております。

当社は、この経営の基本方針を踏まえ、ステークホルダーの皆様から信頼される企業であり続けるためには、常に健全かつ透明性の高い経営を行っていく必要があるという考えのもと、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の最重要課題の一つとらえ、グループ経営体質の強化を図るとともに、ステークホルダーの皆様との関係強化に努め、企業価値の最大化を追求しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4. 政策保有株式】

・政策保有株式については、個別の銘柄ごとに、当社の資本コストを踏まえ、投資に伴う利回りその他の便益、回収見込み、事業戦略上の重要性等を総合的に勘案しながら、縮減の可能性を含め、保有の適否を判断し、取締役会で検証しております。検証の結果、保有の合理性が認められない場合は、市場に与える影響等を考慮しながら売却を行っております。なお、2020年3月期においては、上記要素を勘案しながら、2019年10月16日開催の取締役会等において検証を行い、特定投資株式11銘柄の売却を行いました。

・議決権行使については、対象となっている議案が発行会社の企業価値や株主価値及び当社の利益に具体的に与える影響、発行会社のコンプライアンスの遵守状況、その他諸事情を考慮して適切に決定いたします。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

・当社では、取締役及び監査役が実質的に支配する法人や主要株主との競業取引及び利益相反取引は、取締役会での審議・決議を要することとしています。取締役会においては、社外取締役及び監査役の意見を求めるものとしております。

・当社取締役及び監査役が実質的に支配する法人や主要株主が当社顧客として取引を行う場合、当該取引の条件が当社に不利益とならないようにしております。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

・当社の企業年金は、大部分が確定拠出年金であるところ、これに関わる従業員において、運用やアセットオーナーとしての期待される機能などについての知識を向上させられるよう、コンサルティング会社の協力を得て対応しております。

【原則3-1. 情報開示の充実】

1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

・トップメッセージやCSR方針等で会社の目指すところをホームページに掲載しております。また、経営戦略、経営計画について、2021年3月期から2023年3月期までの3ヵ年を対象とする中期経営計画(5年後の目標に向けた3年間の「行動計画」)を策定し、開示しております。

<https://www.okamura.co.jp/company/message/index.html>

2) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

・「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を策定し、ホームページに掲載しております。

<https://www.okamura.co.jp/company/ir/governance.html>

3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

・当社は、2019年3月20日開催の取締役会において、取締役会の任意の諮問機関として報酬委員会を設置いたしました。2019年4月1日開始の事業年度から、独立社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立社外取締役で構成する報酬委員会での審議を経て、取締役会の決議により当社の役員の報酬を決定しております。

・当社の役員報酬は、固定報酬と業績連動報酬により構成されております。ただし、社外取締役及び監査役の報酬は、固定報酬のみとしております。固定報酬については、これまでの個人の業績(定量と定性)評価と役位を反映させて、その額を決定しております。また、中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として、事前に定めたガイドラインに基づき、固定報酬の一部を用いて当社株式を購入することとしております。業績連動報酬については、当社が会社業績評価に重要な経営指標としている連結経常利益及び連結営業利益(セグメント別・全社)を基本と

し、定性評価を加え、あらかじめ設定した計算式に基づき算定しております。

4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

・当社では、取締役、代表取締役、執行役員及び監査役の選解任又は選定・解職の決定のプロセスの客観性及び透明性を確保し、当社グループのコーポレート・ガバナンス機能を一層強化することを目的に取締役会の任意の諮問委員会として独立社外取締役を委員長とする「指名委員会」を設置しております。指名委員会は、取締役、代表取締役、執行役員及び監査役の選解任又は選定・解職に関し、取締役会に対して勧告・提言を行うものとし、取締役会は、かかる勧告・提言を最大限尊重するものとしております。人格識見に優れ、これまで担当した業務で実績を上げている、会社経営に精通している、又は専門性の高い人物を、取締役、代表取締役、執行役員及び監査役の候補とし、これらの点において著しく適格性を欠く場合に解任(解職)を検討することとしております。

5) 取締役会が上記4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

・取締役、代表取締役及び監査役の選解任、並びに取締役・監査役候補の指名の理由については、招集通知又は当社ホームページに掲載します。

<https://www.okamura.co.jp/company/ir/meeting.html>

【原則4-1. 取締役会の役割・責務(1)】

・当社は、取締役会規程及び取締役会規程別表「取締役会決議事項」を制定し、取締役会において決議を要する事項については、法令・定款で定められているもののほか、経営に及ぼす重要度により項目ごとに金額基準等を定め、その他については経営陣へ委任しております。

・取締役会は、重要な業務執行の決定及び業務執行の監督を主な役割とし、モニタリング機能の強化を図っております。

・経営の機動性を高めること及び優秀な人材の登用を目的に執行役員制度を導入しており、執行役員規程により執行権限及び執行責任の明確化を図り、執行機能については代表取締役の指揮命令のもと執行役員が業務執行を行う体制を構築しております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

・社外取締役の選任にあたっては、会社法上の要件に加え、会社経営等における豊富な経験と高い識見を重視することとしております。

・上場証券取引所の定める独立役員の資格を充たし、一般株主と利益相反の生じるおそれのない者を独立社外取締役に指定しております。

・ホームページに「社外役員独立性判断基準」を掲載しております。

<https://www.okamura.co.jp/company/ir/governance.html>

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4-11(1)

・取締役候補指名に関しては、取締役会による的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視及び会社の各機能と各事業部門をカバーできるバランスの確保のため、適材適所と多様性の観点により、総合的に検討しております。

・取締役の選任に関しては、その決定のプロセスの客観性及び透明性を確保し、当社グループのコーポレート・ガバナンス機能を強化することを目的に取締役会の任意の諮問委員会として独立社外取締役を委員長とし主要な構成員とする「指名委員会」を設置しており、指名委員会において適切に審議した上で取締役会に対して勧告・提言を行い、取締役会で適切に決定しております。

・取締役会は、每期、各取締役から課題とその実績を申告させ、その結果をトレースし、指名委員会の勧告・提言を徴収した上で、次期の選任の可否の重要な裏付けとしております。

・当社は、第84回定時株主総会において、経営体制効率化のため定款に定める取締役の員数を20名以内から12名以内とする変更を行うとともに、第85回定時株主総会において、コーポレート・ガバナンス機能の強化及び多様性の観点より、女性の社外取締役1名の増員を行い、社外取締役4名を含む10名の取締役選任のご承認をいただいております。

補充原則4-11(2)

・事業報告及び株主総会参考書類等において、各取締役・監査役の他の上場会社を含む重要な兼職の状況を開示しております。

<https://www.okamura.co.jp/company/ir/meeting.html>

補充原則4-11(3)

・当社では、毎年、議長が中心となって各取締役の自己評価を集約した上、取締役会において、その実効性について分析・評価を行っております。直近実施した取締役会評価においては、当社の取締役会の運営状況は、概ね実効的に運営されていると評価いたしました。取締役会における経営戦略等の審議、経営の監督機能、取締役会審議の更なる活性化等の観点で、さらなる実効性の確保に向けた取組みを進めてまいります。

・これらの結果を踏まえ、経営体制の一層の効率化を図るため、2019年3月度の定時取締役会において執行役員制度の導入を決議するとともに、第84回定時株主総会において定款に定める取締役の員数を20名以内から12名以内とする変更を行っております。また、第85回定時株主総会においてコーポレート・ガバナンス機能の強化及び多様性の観点から、女性の社外取締役1名の増員を行っております。

【4-14. 取締役・監査役のトレーニング】

補充原則4-14(2)

・取締役については、会社法及び時々の情勢に適した内容で社外の専門家による研修会を実施し、また、社外講習会や交流会に参加する機会を設け、取締役として必要な知識の習得及び取締役の役割と責務の理解促進につとめております。

・また監査役については、必要に応じ、社外講習会や交流会に参加し、監査役として必要な知識の習得及び監査役の役割と責務の理解促進につとめております。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

株主との建設的な対話を促進するための体制整備及び取組み等に関する方針は、次のとおりです。

1) 株主との対話全般については、代表取締役と財務統括及び経営企画統括の取締役に対応しております。

2) 経営企画部IR担当、総務部、経理部の3部門のレイアウトを同一空間において隣接させ、強い連携が取れる体制としております。

3) 個別面談以外の対話としては、年2回の機関投資家向け決算説明会の開催、証券会社主催のラージミーティング及び施設見学会等のスモールミーティングを適宜実施しております。

4) 株主及び機関投資家の意見・懸念などは、月次で経営幹部に報告しております。

5) 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策として、当社は決算関連情報の漏洩を未然に防止し、情報開示の公平性を確保する観点から、決算発表前の一定期間を「沈黙期間」としております。この期間中は、決算・業績見通しに関する問い合わせへの対応を差し控えております。ただし、沈黙期間中に公表している業績予想と大きく異なる見通しが出てきた場合には、開示規則に従い適宜公表することとしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	10,349,800	9.38
三菱商事株式会社	6,300,735	5.71
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6,223,300	5.64
オカムラグループ従業員持株会	5,967,664	5.41
明治安田生命保険相互会社	5,436,546	4.93
日本製鉄株式会社	5,313,988	4.82
株式会社三菱UFJ銀行	4,805,000	4.36
三井住友海上火災保険株式会社	4,236,615	3.84
オカムラ協力会持株会	3,755,089	3.40
株式会社横浜銀行	2,853,573	2.59

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特筆すべき事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
塚本 光太郎	他の会社の出身者					○						
浅野 広視	他の会社の出身者											
伊藤 裕慶	他の会社の出身者								○			
狩野 麻里	学者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
塚本 光太郎		塚本光太郎氏は、当社製品の販売等について当社の主要な取引先である株式会社メタルワンの取締役(非常勤)であります。	社外取締役の塚本光太郎氏は、企業経営者としての豊富な経験・知見等を有しており、これらを当社の経営に活かして頂くため、社外取締役として選任しております。

浅野 広視	○	< 社外役員の属性情報 > 浅野広視氏は、当社製品の販売及び保険の加入について当社との間に通常の取引関係を有している三井住友海上火災保険株式会社の元副社長執行役員であります。当該取引の金額の規模、現在の同氏と三井住友海上火災保険株式会社との関係等に照らして、独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	社外取締役の浅野広視氏は、企業経営者としての豊富な経験・知見等を有しており、これらを当社の経営に活かして頂くため、社外取締役として選任しております。また、同氏には、一般株主との間で特段利益相反が存するものではないと判断していることから独立役員に指定しております。
伊藤 裕慶	○	株式会社キーストン・パートナーズ社外監査役 < 社外役員の属性情報 > 伊藤裕慶氏は、当社製品の販売及び不動産の賃貸借等について当社との間に通常の取引関係を有している三菱地所株式会社の元代表取締役専務執行役員及び2017年3月まで三菱地所リアルエステートサービス株式会社の代表取締役社長であります。当該取引の規模等に照らして、独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	社外取締役の伊藤裕慶氏は、企業経営者としての豊富な経験・知見等を有しており、これらを当社の経営に活かして頂くため、社外取締役として選任しております。また、同氏には、一般株主との間で特段利益相反が存するものではないと判断していることから独立役員に指定しております。
狩野 麻里	○	狩野麻里氏は、当社の主要な借入先である株式会社三菱東京UFJ銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)のミラノ支店長を務めておりましたが、2014年9月に退職しており、退職後経過した期間、現在の同氏と株式会社三菱UFJ銀行との関係、借入金の規模等に照らして、独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	社外取締役の狩野麻里氏は、金融機関での豊富な経験と大学における人材育成等を通じて培った、グローバルで実践的・専門的知識を有しており、これらを当社の経営に活かして頂くため、社外取締役として選任しております。また、同氏には、一般株主との間で特段利益相反が存するものではないと判断していることから独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性	更新
-----------------------------	----

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役

補足説明	更新
------	----

当社は、取締役、代表取締役、執行役員及び監査役の選解任又は選定・解職、ならびに取締役及び執行役員の報酬等の決定のプロセスの客観性及び透明性を確保し、当社グループのコーポレート・ガバナンス機能を一層強化することを目的に取締役会の任意の諮問委員会として独立社外取締役を委員長とし主要な構成員とする「指名委員会」及び「報酬委員会」を設置しております。

指名委員会及び報酬委員会の委員はそれぞれ、取締役会の決議によって選定することとしており、指名委員会は、委員長 浅野広視(社外取締役)、委員 伊藤裕慶(社外取締役)、委員 狩野麻里(社外取締役)、委員 中村雅行で構成し、取締役、代表取締役、執行役員及び監査役の選解任又は選定・解職に関して審議を行い、取締役会に対して勧告・提言を行うものとし、取締役会は、かかる勧告・提言を最大限尊重するものとしております。また、報酬委員会は、委員長 伊藤裕慶(社外取締役)、委員 浅野広視(社外取締役)、委員 狩野麻里(社外取締役)、委員 中村雅行で構成し、取締役及び執行役員の報酬に関して審議を行い、取締役会に対して勧告・提言を行うものとし、取締役会は、かかる勧告・提言を最大限尊重するものとしております。

なお、委員の構成は、2020年6月26日時点のものです。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から、監査計画の概要、監査重点項目、監査結果、会計監査人が把握した内部統制システムの状況及びリスクの評価などについて報告を受け、意見交換を行うなど緊密な連携を図っております。また、会計監査人の往査及び監査講評に立ち会う他、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を求めています。

内部監査は、監査結果を監査役に報告し、法令遵守や内部統制システムの評価につき、監査役と連携を図っております。なお、監査役が必要と認めたときは、実施すべき監査業務を「監査部」に対し要望することができる体制をとっております。

また、監査役及び監査部は会計監査人と定期的に情報交換を行っており、連携強化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鈴木 祐一	弁護士													○
岸上 恵子	公認会計士													○

- 会社との関係についての選択項目
- 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
- 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木 祐一	○	弁護士 株式会社ぎょうせい社外監査役	社外監査役の鈴木祐一氏は、弁護士としての専門的知識と豊富な経験等を有しており、これらを当社の監査体制に活かして頂くため、社外監査役として選任しております。また、同氏には、一般株主との間で特段利益相反が存するものではないと判断していることから独立役員に指定しております。
岸上 恵子	○	公認会計士	社外監査役の岸上恵子氏は、公認会計士としての専門知識と豊富な経験等を有しており、これらを当社の監査体制に活かして頂くため、社外監査役に選任しております。また、同氏には、一般株主との間で特段利益相反が存するものではないと判断していることから独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	5名
------------------------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績連動報酬については、当社が会社業績評価に重要な経営指標としている連結経常利益及び連結営業利益(セグメント別・全社)を基本とし、定性評価を加え、あらかじめ設定した計算式に基づき算定しております。目標達成時の業績連動報酬の支給割合は報酬総額の20%～30%となっております。より大きな権限と責任を持つ役員には、より多くの業績連動効果が及ぶことで執行責任の明確化を図っております。また、外部の調査機関のデータを用いるなどして、報酬額の客観性や妥当性を検討しております。当該指標を選択した理由は、連結経常利益及び連結営業利益(全社)により会社全体への貢献度を測るとともに、セグメント別連結営業利益により当該セグメントに係る執行責任の一層の明確化を図るためであります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

前期事業年度における当社の取締役を支払った報酬の額は次のとおりです。

取締役及び監査役の年間報酬総額

取締役 20名 300百万円(注1)

監査役 6名 61百万円

社外役員の報酬等の総額

社外役員7名 44百万円(注2)

使用人兼務取締役の使用人給与相当額 支給総額42百万円

(注1) 取締役には、2019年6月27日開催の第84回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役11名(うち社外取締役1名)が含まれております。

(注2) 社外役員には、2019年6月27日開催の第84回定時株主総会終結の時をもって退任した2名を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬は、固定報酬と業績連動報酬により構成されております。ただし、社外取締役及び監査役の報酬は、固定報酬のみとしております。

固定報酬については、これまでの個人の業績(定量と定性)評価と役位を反映させて、その額を決定しております。また、中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として、事前に定めたガイドラインに基づき、固定報酬の一部を用いて当社株式を購入することとしております。

業績連動報酬については、当社が会社業績評価に重要な経営指標としている連結経常利益及び連結営業利益(セグメント別・全社)を基本とし、定性評価を加え、あらかじめ設定した計算式に基づき算定しております。目標達成時の業績連動報酬の支給割合は報酬総額の20%～30%となっております。より大きな権限と責任を持つ役員には、より多くの業績連動効果が及ぶことで執行責任の明確化を図っております。また、外部の調査機関のデータを用いるなどして、報酬額の客観性や妥当性を検討しております。当該指標を選択した理由は、連結経常利益及び連結営業利益(全社)により会社全体への貢献度を測るとともに、セグメント別連結営業利益により当該セグメントに係る執行責任の一層の明確化を図るためであります。

当社においては、2006年6月29日開催の第71回定時株主総会において、取締役の報酬額は年額5億円以内、監査役の報酬額は年額8千万円以内とする旨を決議いただいております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

更新

社外取締役及び社外監査役からの要望については、総務部において適宜社内情報の提供を行うなど対応を行っております。また、取締役会の開催に先立ち、重要事項については関係する取締役及び執行役員より適宜説明を実施しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
中村 喜久男	相談役	豊富な経験や、専門知識に基づいた当社の経営に関する助言。	常勤、報酬有	2017/6/29	1年更新
久松 一良	特別顧問	豊富な経験や、専門知識に基づいた当社の経営に関する助言。	非常勤、報酬有	2012/6/28	1年更新

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	2 名
--------------------------	-----

その他の事項

当社の相談役及び特別顧問は、代表取締役を退任した者の中から取締役会の決議により任命されることになっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査役会制度採用会社であります。
取締役会については、取締役10名で構成され、内4名が社外取締役であります。
監査役会については、監査役4名で構成され、内2名が社外監査役であります。
当社は、経営の機動性の確保と取締役会によるモニタリング機能の強化を目的として執行役員制度を導入しており、これにより、代表取締役の指揮命令のもと執行役員が業務執行を行う体制を構築するとともに、取締役会は、経営の重要な意思決定及び業務執行の監督を主な役割とすることとしております。また、取締役会には社外取締役を置くとともに、取締役会の任意の諮問機関として独立社外取締役を委員長とする指名委員会・報酬委員会を置くことにより、取締役及び執行役員等の指名ならびに報酬等の決定のプロセスの客観性及び透明性を確保しております。さらに、業務分掌規程及び職務権限規程により、社外取締役以外の取締役及び執行役員を含む役職員の各職位の職務及び権限を定め職務執行が適正かつ効率的に行われる体制としております。
なお、当社は、原則月1回の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行っております。
監査役につきましては、社外監査役を選任し、当該社外監査役が取締役会等に出席し、取締役及び執行役員の業務執行について厳正な監査を行っております。
法令及び定款を遵守した行動をとるための指針を「行動規範」として定めております。また、チーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とした「コンプライアンス委員会」を設置し、全社横断的なコンプライアンスの徹底に努めることとしております。
当社は、このほか、様々な専門性を有する複数の外部弁護士と顧問契約を締結し、必要に応じてアドバイスを受けております。また、会社法監査と金融商品取引法監査については、監査法人である有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結しており、業務を執行した公認会計士は園田博之氏及び戸塚俊一郎氏であります。
当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、社外取締役及び社外監査役は金10百万円と会社法第425条第1項各号の額の合計額のいずれか高い額を限度とする契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記当社のガバナンス機構において、代表取締役の指揮命令のもと執行役員が業務執行を行う体制を構築するとともに、当社の取締役会が、経営の重要な意思決定及び業務執行の監督を主に担うことで、経営の機動性の確保と取締役会によるモニタリング機能が十分に機能しており、加えて、監査役会においても経営監視機能が確保されていると考えられることから、現行の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2006年6月開催の定時株主総会より、1週間早期化を実施(総会3週間前に発送)しています。
電磁的方法による議決権の行使	2016年6月開催の定時株主総会より、電磁的方法による議決権行使を採用しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	2016年6月開催の定時株主総会より、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」に参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知は英訳版を作成し、東京証券取引所及び当社グローバルサイトのホームページに掲載しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社では、「情報開示の基本姿勢」「開示基準」など5項目からなるディスクロージャーポリシーを策定し、当社ホームページに掲載しています。 http://www.okamura.co.jp/company/ir/index.html	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社では、毎年5月、11月にアナリスト及び機関投資家 約50名程度に対して、決算内容、業績見通し及び中期経営計画などの説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示資料、有価証券報告書、株主総会招集通知、株主通信、決算説明会資料などをホームページに掲載しています。 http://www.okamura.co.jp/company/ir/index.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では「行動規範」を制定し、すべての役員及び社員にハンドブックを配布し、その徹底を図るとともに、CSRの基本方針において、当社のステークホルダーごとに基本姿勢を定め、「CSRレポート」に記載し当社ホームページ等で公開しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR方針を策定し、CSR活動を推進しております。又「CSRレポート」を作成し当社ホームページ等で公開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「行動規範」で規定するとともに、「CSRレポート」で当社のステークホルダーごとに情報提供等のコミュニケーション方法を定め、公開しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書その他の情報(取締役会議事録・稟議書等)は、社内規則に則り適切に保存及び管理することとしております。

2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営戦略上のリスクのほか、財務、法務、災害、環境、品質、情報セキュリティ等の業務運営上に係る主要な各種リスクについては、すみやかに対応責任者となる取締役を定め、その指揮のもと、それぞれの担当部門にて、必要に応じ、規則・ガイドラインまたはマニュアルの制定等を行うこととしております。

3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を定期的に開催し迅速な意思決定と効率的な業務執行を行うとともに、社外取締役を置くことにより、経営の透明性と健全性を確保しております。

また、経営の機動性と取締役会のモニタリング機能の強化を目的として、執行役員制度を導入しており、執行権限及び執行責任の明確化を図り、執行機能については代表取締役の指揮命令のもと執行役員が業務執行を行う体制を構築するとともに、取締役会は経営の意思決定及び業務執行の監督を主な役割とすることとしております。

業務分掌規程及び職務権限規程により、各職位の職務及び権限を定め職務執行が適正かつ効率的に行われる体制としております。

4) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令及び定款を遵守した行動をとるための指針を「行動規範」として定めております。また、チーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とした「コンプライアンス委員会」を設置し、全社横断的なコンプライアンスの徹底に努めることとしております。

コンプライアンスに関する問題を適切に処理するため、通報受付窓口を社内外に設置し、通報者に不利益が生じないようコンプライアンス・ヘルプライン制度規則に従い適切な措置を講ずることとしております。

5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の「行動規範」を当社及び当社グループ共有のものとして定め、これを周知させ、また、当社及び当社グループの取締役及び使用人等に対し、法令遵守等に関する研修を行い、グループ企業一体となった遵法意識の醸成を図ることとしております。また、当社及び当社グループの連結ベースでの中期経営計画を策定し、グループ全体での効率的な業務執行を、図ることとしております。関係会社において、当社との協議が必要な事項と報告が必要な事項を関係会社管理規程として定めるとともに、当社及び当社グループの業務執行状況及びリスク管理状況等に対する内部監査を行い、その結果を当社代表取締役等に報告することで、当社及び当社グループにおける業務の適正を確保しております。また、当社のチーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とした「グループ・コンプライアンス委員会」を設け、グループ横断的なコンプライアンスの徹底に努めることとしております。

6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助する使用人を求めた場合は、取締役は監査役と協議し適切に対応することとしております。

7) 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前号の使用人の任命、評価、異動は、監査役の意見を尊重し、当該使用人は監査役の指示に適切に対応することとしております。

8) 当該株式会社及びその子会社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社または当社グループの取締役及び使用人等は、当社または当社グループ全体に影響を及ぼす重要事項に関する決定内容、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実または重大な法令・定款違反の事実について、当社監査役または当該子会社における担当部署もしくは監査役に遅滞なく報告することとしております。当社または当社グループの取締役または使用人等からかかる事項の報告を受けた者は、当該報告の内容を当社監査役に遅滞なく報告することとしております。

監査部は、監査部が実施した内部監査の結果について、監査役に報告することとしております。

また、コンプライアンスに関する問題を適切に処理するため、グループ通報受付窓口を社内外に設置し、通報者に不利益が生じないようコンプライアンス・ヘルプライン制度規則に従い適切な措置を講ずることとしております。

9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役と定期的に意見交換会を行うこととしております。

監査役は、「経営会議」等の重要な会議に出席することができることとしております。

監査役は、会計監査人と緊密に連携し、随時情報交換を行うこととしております。

監査役が必要と認めたときは、実施すべき監査業務を監査部に對し要望することができることとしております。

監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けることとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、当社「行動規範」において、反社会的な活動や勢力に対しては、毅然とした態度で断固とした行動をとり一切の関係を遮断するものとし、反社会的勢力・団体の活動を助長するような行為を禁止しております。

2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、総務部長を反社会的勢力排除に向けた対応統括者とし、総務部を不当要求防止責任部署としております。

また、平素より、反社会的勢力との関係を遮断するため、警察や弁護士などとの連携、反社会的勢力に関する情報の収集・管理を行い、総務部を中心とした社内体制を整備し、コンプライアンスに関する社内研修において教育を行っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、財務及び事業方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。そして、当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させることができれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組みの具体的な内容の概要

当社は、2018年5月9日開催の当社取締役会決議及び同年6月28日開催の当社株主総会決議において、上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(会社法施行規則第118条第3号ロ)として導入された、当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)を更新しております(以下、かかる更新後の当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)を「本プラン」といいます。)

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、本プランの目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会又は当社株主総会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権に係る新株予約権無償割当て等を実施します。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得にともなって買収者以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。また、このほか、本プラン所定の要件を満たし、かつ、相当性を有する場合には、当社は法令及び当社定款の下でとりうる合理的な手段を講じることがあります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当て等の実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、独立委員会を設置し、独立委員会規則に従い、当社経営陣から独立した当社社外取締役等のみから構成される独立委員会の判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、株主の皆様意思を確認することがあります。こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

(3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

コーポレート・ガバナンスの強化等の各施策は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、上記(2)に記載のとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、(a)株主総会において株主の承認を得た上導入されたものであること、(b)一定の場合には本プランの発動の是非について株主の皆様意思を確認する仕組みが設けられていること、(c)本プランの発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、(d)独立性を有する社外取締役等によって構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の勧告を経ることが必要とされていること、(e)独立委員会は当社の費用で専門家等の助言を受けることができるとされていること、(f)本プランの有効期間が3年間と定められた上、株主総会又は取締役会により廃止できるとされていること、(g)当社取締役の任期は1年とされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的としております。

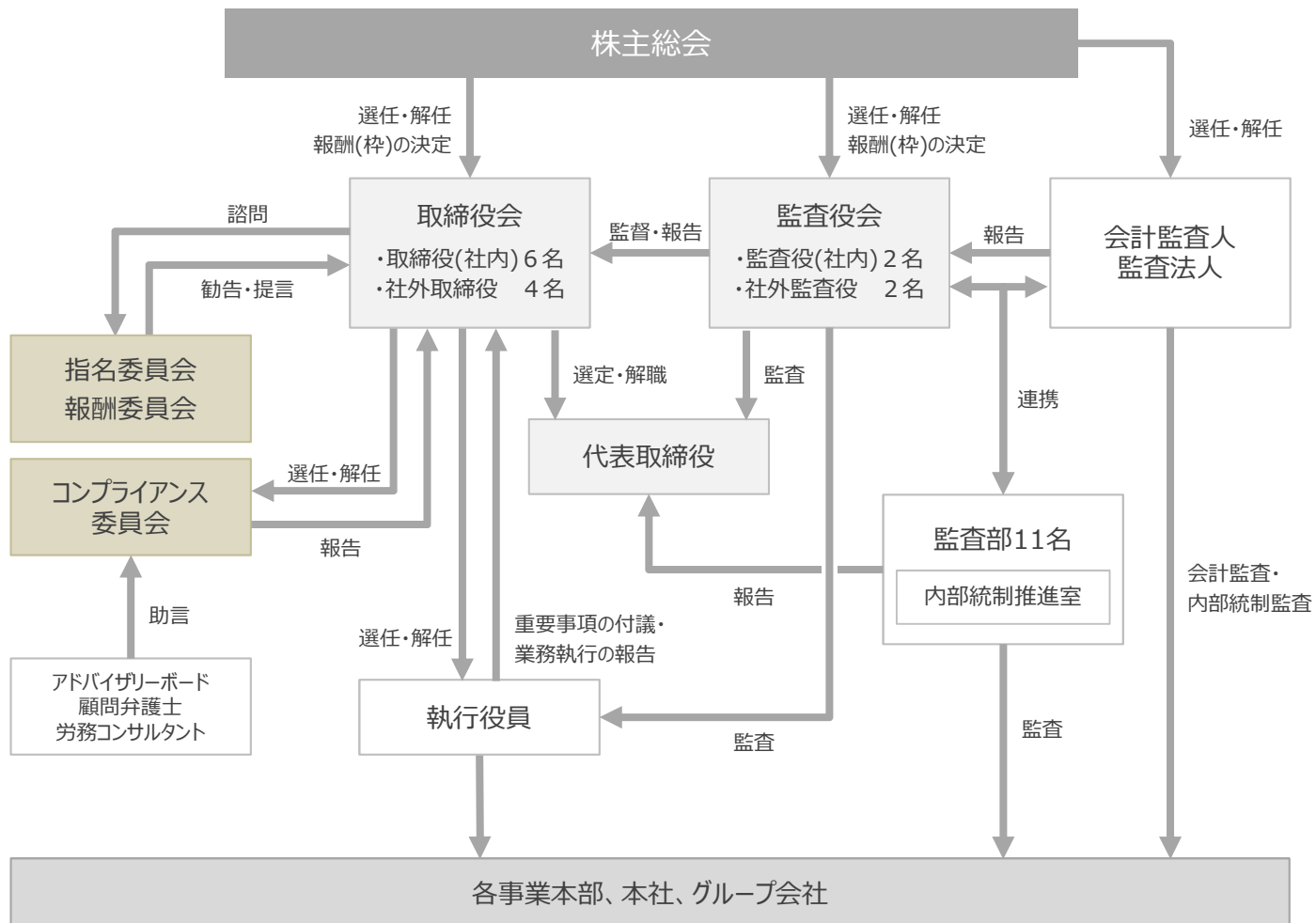
詳細につきましては下記ホームページをご参照ください。

<http://www.okamura.co.jp/company/ir/index.html>

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特筆すべき事項はありません。

コーポレート・ガバナンス体制



適時開示体制の概要

